

ご存じですか？お手元の健康保険証は
令和7年 12月 1日までです。

令和7年 12月 2日からは、
マイナ保険証か資格確認書をご提示ください。

使ってますか？

マイナ保険証

データに基づく
より良い医療
を受けられる

突然の
手術・入院でも
高額支払いが
不要になる

**救急時や
災害時**も安心！

注目！

お手元の健康保険証の有効期限が切れたあとは、

マイナ保険証 か **資格確認書**

で医療機関・薬局にて受付をしてください。